

商品概要説明書

(令和7年4月1日現在)

商品名	職域提携企業向け目的ローン「職域サポート」
ご利用いただける方	<p>以下の条件を満たし、全国しんくみ保証(株)の保証（(株)オリエントコーポレーションの再保証）が得られる方</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 申込時の年齢が満20歳以上で、完済時76歳未満の安定継続した収入の見込める方。 ・ 当組合営業地区内に住所もしくは勤務先または事業所を有する方 ・ 当組合と「けんしん職域サポート制度に関する覚書」を締結した職域提携企業の常勤役員・嘱託社員ならびにパート職員で、勤続1年以上の方（営業年数1年以上の個人事業者も含む） ・ 当組合とお取引のある方またはお取引ができる方 ・ 当組合でのフリー系無担保ローン残高と本ローン申込金額合計が500万円以下である方 ・ 申込時及び実行時において当組合のお借入が延滞していない方
お使いみち	<ul style="list-style-type: none"> ・ 資金使途が明確なもの及び他金融機関の目的系ローンの借換資金 ・ 一部自由資金 <ul style="list-style-type: none"> ※目的系ローンとは自動車、教育、リフォーム関連の融資です。 ※自由資金は明確な資金使途に対する融資金額の30%以内かつ50万円以下の範囲となります。 ※事業資金は除きます。
ご融資金額	<ul style="list-style-type: none"> ・ 10万円以上500万円以下（1万円単位） <p>但し、教育関連資金で受験時に係る費用や支払済資金を除き、振込指定が出来ない資金は100万円以内となります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ※審査によりご融資金額が変更になることがあります。 ※借換の場合は残高決済資金の範囲内となります。
融資口数	<p>お1人での複数契約も可とします。</p> <p>※既存分の職域サポートを職域サポートで借換することは出来ません。</p>
ご融資期間	<ul style="list-style-type: none"> ・ 10年以内（据置不可）
ご融資利率	<ul style="list-style-type: none"> ・ 固定金利 <p>保証会社の審査により以下の3通りの利率が適用となります。</p> <ul style="list-style-type: none"> 職域サポートローン1・・・2.75% 職域サポートローン2・・・3.75% 職域サポートローン3・・・4.75%
ご返済方法	<ul style="list-style-type: none"> ・ 元利均等返済又は元利均等ボーナス併用返済 <p>（ボーナス併用の増額返済分の元金はご融資金額の50%以内で1万円単位となります）</p>

商品名	職域提携企業向け目的ローン「職域サポート」
保証人・担保	<ul style="list-style-type: none"> ・全国しんくみ保証㈱の保証を利用いたしますので、原則必要ありません。但し、保証会社が必要と認めた場合は、連帯保証人が必要となります。
必要書類	<p>【本人確認資料】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・運転免許証、パスポート（令和2年2月3日以前に申請された所持人記載欄があり住所を確認できるもの）、住民基本台帳カード（顔写真付き）、マイナンバーカード（表面部分のみ）、運転経歴証明書いずれかの写しとなります。 <p>顔写真付き確認資料がない場合は健康保険被保険者証をご用意ください。</p> <p>※健康保険被保険者証の写しは記号・番号がマスキングされたものを使用します。</p> <p>※申込人が外国人の場合、上記の確認資料に加え、在留カード、特別永住者証明書、外国人登録証明書のいずれかをご用意ください。</p> <p>【資金使途証明資料】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・見積書、売買契約書、入学金納付書等の写しが必要です。 <p>なお、保証会社が必要と認めた場合は指定の書類が必要となります。</p> <p>【所得証明書】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ご融資金額 201 万円以上の場合は必要となります。 <p>但し、保証会社が必要と認めた場合は、200 万円以下でも所得証明書をお願いする場合がございます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・その他、必要な書類をお願いする場合がございます。
手数料等	<ul style="list-style-type: none"> ・ご融資金額 50 万円以上でご契約の場合、取扱手数料 1,100 円(消費税込)が必要となります。 ・ご契約の際、印紙税(実費)をご負担いただきます。 ・ご返済中に繰上返済をされる際には、当初ご融資金額 50 万円以上の場合、1,100 円(消費税込)をお支払いいただきます。
返済試算額の入手方法	<ul style="list-style-type: none"> ・ホームページ上でご返済額の試算ができます
苦情処理措置・紛争解決措置	<p>・苦情処理措置</p> <p>ご契約内容や商品に関する苦情等は、お取引のある営業店または茨城県信用組合リスク管理部 お客様相談室にお申し出ください。</p> <p>【茨城県信用組合リスク管理部 お客様相談室】</p> <p>電 話：0120-310-206</p> <p>受付日：月曜日～金曜日（土・日曜日、祝日および金融機関の休業日は除く）</p> <p>受付時間：午前9時～午後5時</p> <p>なお、苦情等対応手続については、各営業店にポスターを掲示しているほか、当組合のホームページにも掲載していますのでご覧ください。</p> <p>ホームページアドレス https://www.kenshinbank.co.jp/</p>

商品名	職域提携企業向け目的ローン「職域サポート」
	<p>・紛争解決措置</p> <p>東京弁護士会 紛争解決センター（電話：03-3581-0031） 第一東京弁護士会 仲裁センター（電話：03-3595-8588） 第二東京弁護士会 仲裁センター（電話：03-3581-2249）</p> <p>で紛争の解決を図ることも可能ですので、ご利用を希望されるお客さまは、上記茨城県信用組合リスク管理部またはしんくみ相談所にお申し出ください。</p> <p>また、お客さまから前記弁護士会の仲裁センター等に直接お申し出いただくことも可能です。</p> <p>なお、仲裁センター等は、東京都以外の各地のお客さまもご利用いただけます。さらに、東京以外の地域のお客さまからの申立については、当事者の希望を聞いたうえで、アクセスに便利な地域で以下の手続を進める方法もあります。</p> <p>① 移管調停：東京以外の弁護士会の仲裁センター等に事件を移管します。 ② 現地調停：東京の弁護士会の幹旋人と東京以外の弁護士会の幹旋人が、弁護士会所在地と東京を結ぶテレビ会議システム等により、共同して解決に当たります。</p> <p>※移管調停、現地調停は全国の弁護士会で実施しているものではありませんのでご注意ください。具体的内容は仲裁センター等にご照会ください。</p> <p>【一般社団法人 全国信用組合中央協会 しんくみ相談所】</p> <p>受付日：月曜日～金曜日（祝日および協会の休業日は除く） 受付時間：午前9時～午後5時 電話：03-3567-2456 住所：〒104-0031 東京都中央区京橋1-9-5 （全国信用組合会館内）</p>

■くわしくは、店頭にお問合せください。

■ご利用には所定の審査がございます。審査結果によっては、ご希望に添えない場合もございますのでご了承ください。

茨城県信用組合